慶長以来　新刀辨疑　一

慶長以来 追加九冊

新刀辨疑

浪華書林 五玉堂蔵

新刀辨疑序

新刀者何。別古刀也。辨者何。為世辨似而非者也。何謂古刀。十握族雲尚矣。自昔天治氏奉制。為族雲造副也。子孫十數世。守業不墜。京関備前諸州刀匠嗣出。至元天

年間殆二千有餘載。鍛百千工。是爲古刀。慶元撥亂而來。四海無事。建國三百。無國不有良匠。亦數十百工。是足爲新刀。何謂似而非者。貫革已歸戢櫜。刀劍之爲衛。赱浮華。龜文縵理。以眩衆目者。往々而然。姦商乘之。競爲奇貨。可倩技焉之匠。唯價是力。欲希翼鳳鸞。愈務愈遠。是謂似而非者。滕九峯氏。悉彼姦黠。謬世誣衆。又傷鎦鈴家。認沽爲良。所騙不警。於是也明眞價之疑。具眼而后可辨。焉哉爲良工。雪其冤。云夫良工之治。樸也。百鍊爲鑄

淬諸清泉拭諸志士苦心而后成詩於手應於心有不啻扁之於輪者而存其妙與天成其象與神化非復贋之所能為也滕君蓋有見於斯潜心多年於鍛與磨之技亦親為之能窮其所嗚乎勉矣而后真之与贋一見則知焉如歆之於馬也其班七等隨能品第雖錯諸觀美與挙諸断割乎大治之造未嘗不文理精妙星動龍飛如沸如茁也大非蹈龍剽竊而成者比君常曰妙處每在如沸如茁之間徒論刀並鋏識抑末也所謂具眼而后定之者其則蓋

不遠焉屬於玄黄精於神験君之
於刀亦云余已序此編及其重刻更序
爲贈。

安永八年歳在己亥夏六月念八日

四明井仲龍撰

東江源鱗書

新刀の辨疑の序

夫れ古人の剣の淵積を辨するにあらず　邦ハ金堂
莫才可得述上世ゆゑに　漢冊乃二景天の
淳穆乃らんにむかしより瓊矛を造りおこし浮漂
成擬の縁とする矛の滴り凝り結ひて島となる天より
天降りて生まし國に揺りて大八洲の國と本朝國の名
高き中　翼天千五億國せ揮け玉く　其古十握
八握乃神剣有攸又　素戔嗚尊八俣乃大蛇をを
討ち国民を庵くして神剣がしつ数ふる尾の中

手跡筆よ字の相伝ありし遊ひ家ありを後
行る末を弄ぶを歎き其志を有る事人新刀
諸書式の純を論すれは是皮被ぬ漫ぬ
人それは是を弄ぶ事も實を証し強かさ者か
之強行七寸之如き様所ぬ人の目ふ此を實を
人乃選ひを解行其まし言むかし置人や
是就く毛よと新むる筆再ひ之人然ぬ迷ハ
意事に行の必の枝折深きを己る目探る家
つまりは車なる人乃筆の頻りき哉樟行

濱ありあり備一哉迷ハ新刀雜録を世むちめ
ちめ筆つ志は武術ありを書せし餘
其一見え家さん為や其此後日より好も是
有りるが及ハ行録を補ひ家は事か未可
之又刀匠録未家の雅事也一之小

鎌田三郎太夫

安永己亥初秋　藤原魚妙識

美人 拭子墨松宮端書

凡例

一 勝久が新刀銘盡及び大坂の後集出てより以来世に新刀をも亦上工数家有りと知る是故に堀川國廣大坂助廣江戸虎徹繁慶等の刀匠にハ贋物を以て人を惑す多し集に出すといへ共真偽を辨ずるに乏し故に世に賞美の刀匠ハ其國々の序次を以て正しき物を新に図して粉惑を解の一助となす為薄帯の刀匠ハ惟鐔等を鑑定するのみ敢て中心を出さず又偽図するも胃揺て図する所摸写の及ばざる所彫刻の誤も又かる有しえる人是を許せ

一 再集に図の出ざる鍛冶又ハ漏したる刀匠或ハ其以後の治工等多し今而見及ぶ所ハ悉く之を載

一 角野壽見正久と云者の一書あり上ハ應永の故を温ね下ハ享保十

七年ニ至る鍛冶の傳来往不苦詳ニ記せり然ども所聞傳ニ書せるゆゑ誤謬多し其中ニ於て一書の説を取て

一 新刀の位を定る事西集ニ定る所なし故ニ新刀を於て七等とす猶また其品を擇も實ハ剣刀の作ニ成を鑑考するのミ

一 鍛煉の事ハ其傳大同小異あり故ニ大略を記して考察のたよりす

一 研治ハ刻徳の題を利鈍のかゝる所ニして其業尤最ニたゞ砥の次第を記して其業ニ従す

一 目集の出處又ハ一書の説有て其未ダ見ざる物を輯て附録となし又板未て後ニ見るものハ國の次第ニ從ひ九二二の圖を

一 先ニ新刀辨疑五巻を出といへども退あらず其後ニ聞ニ刻成て其後見ざる意とせざる者也故ニ再考増補して九巻と為る

新刀辨疑目錄

新刀辨疑巻之一

或問

或曰神田白龍子享保の末新刀銘盡六巻を著し相續て難波の後集出しより寛永慶長の頃より享保迄諸國鍛冶の勝劣ハ粗知すべし然れども中心の形と其作との可否を論ずる所至らざるの故上下の品別分るといへ共猶此書のミも假令下作までも世に賞翫なる鍛冶なり此悉く中心の押形出すべきなるまじく欠巻云先板後集に心を用ひ下作まで諸人賞翫なる也りの押も銘中心心の及ぶだけ眼の見るだけハ惹しけりされども其功を速らにせんとすてや写し誤れるもの多し故に今世人の賞翫あるを以て後輩を作り世を迷すこと多き紙憂て其正しきを數に出すぞ是を筆力の及ばざる所或ハ彫刻の誤も有べし真偽一変ハ功者に便す

屋し何れの書も出ハ書まして眼力ハ別ヿ以心傳心のことゑてこゑべし

△或問世ヿ劔相ハ目利といふの意とハ大小異ありと云ふ然るを今劔と目利と同じことぞや如何

△答云劔相ハ猶目利の如しおよそ刄の徳を尋るも世ふいふ所ハ劔の妖怪ヿよそて吉凶を示し或ハ刄の様体を以吉凶を示し或ハ異逆ヿ亂ハ悪しのためヿしそて鋼本の刄締て細く又帽子美しく締てふさやかなるものを吉劔とす或ハ一通でうまえて刄の成不出ヿも疵の有無をも拘らずして福禄壽夭病難等をいろ／＼言を巧ミ吉凶善悪を云ふことく／＼異也脇術の輩ハ利を貪て人心を迷すの甚しきあり心あらん人歯ヿ懸べきヿもあらざる屋し凡物能切れ其位卑かしれ人も我も吉劔上作と安定の所を擬ひ求て重宝とす

こ是世の通義也予かいふ劔相ハ劔徳の奥秘斗ゐを知屋記ヿもあらずさるまこそも大意の所ハ金氣の躰令く塵をを候すして鉄の乾潤をを知ヿ試抔候ずして能よく切るをを知る又目利こ唱る中ヿも古物ハ新刀を尊とするのこ有て金氣の剛柔を書こせん只工匠の名のみ古今ヿ傳ふる所をを専ら論ずる輩もあるのミ是こいひうさかる屋記歟源の満仲吉劔をを求給んとそし心ひ用ひられ試らましも物よく切るのこの事ヿもはかりがたきべし劔ハ至て重宝也戯れの器にあらざる所へよく眼をつけて劔を見る屋し未熟の輩ハ唯人ヿする屋記人ヿ頼て擬ひ用ゆ屋き事也白石ハ目利こいふことを正宗が初と記せり是ハ要しかしてこそ屋し満仲義家頼政後鳥羽天皇等皆正宗より数百年以前也然れども劔を相するふる事世の知る所也今世ヿ劔相とて吉凶禍福壽夭あらんといふ平生所正史實禄ヿ見る所なし取

なりてきるゝ事明白也故に互相と目利こハ畢竟同意と知るべしと

或問勝久新刀に心を用ゆる事切也其著す所の書に繁慶虎徹并川の國廣肥前の忠吉左字右字の包保等の数輩を上作とす大坂の後集に忠津田助廣は新刀の冠たりと也薩州の正清安代を最上ありこいふ人も又多し助廣を大坂の正宗と云人もあり然るを今助廣は第一にして真改は其次にして國廣以下是又其次へ出せしハ大坂の後集にいふ所違きや

答云勝久の新刃銘盡ハ海内を求めて能集めたるとあらざりし後集ハ其所を悪しく慶からぬ所有が如し其両部の功拙を以て考へ且金氣の全く備り地鐵の強を能して銚いちましく匂ひ至て白くいかにも物凄くしてみて地鐵の潤を摩ハ虹の蔚するが如く爽にして艶し其を上作と定めたり國廣忠吉帰徹繁慶等古作にも恥ざる上作なりといへども津田助廣希有の上手にして猶も手に勝たりと云つべし

或問井上和泉守國貞老後の作を真改と号し銘するに國貞價高からぬ故に心得真改ハ別脇に價貴し助廣も後に近衛流の銘なるを至寶とす同じ人の造まするに銘の前後に拘るゝと不審老後は是甚功も至まるまやいかに

答云井上和泉守と銘するも助廣の楷書の銘共に壮年の作故地鐵の鍛錬も老後の作よりハ勝れたる方也唯其道具によりて甲乙を論すべし壮年老後に從ての優劣ハなしと知るべし其外何れの作にても是に准ずべし

或問新刀銘盡両部を見るに勝れて上手と出せるにその宜からぬ數有大銘の作と出しまも又下手なりとおしまも勝て出来の能き

かくし此度の事を定むといふとも是又甚益なきのことにあらん諸人の迷ひにも成べき也

△答曰此論尤しといふべし只先輩両部の力が仮積年考る所の多きを以て仮に極むるのみ上作と極る中にも取用ゆべき程の物もあるべし下作の中よりも好みのに勝る程の物も出べし去ながら僅の二つ三つを取られしさ七つ八つの多きが中にて位を極る也

△又問井上真改ハ大坂にて宗とし世に相州正宗に比したる人ハ如何なる所有にや只大坂の其所の上工ゆへ爾云にや

△答云真改が鍛たるにや其流の見事なると五郎入道正宗の後一人なる者なりといふなるべし

△又問鍛ハ正宗に似つる真改を第一とす然るに郷の助広の次に置たるハいかん

△答云鍛ハ次にして匂ひハ剣の魂也故に匂ひが先にして鍛を次とす名也古目利者流ハ鍛の善悪を以作の高下を定め正宗ハ古今鍛の名人也地鉄の鍛る事に匂ひも至て深く實に名ある上工也なれども人を誤てならに粟田口吉光国吉其外当の友成長光以下の鍛冶の趣きにわ悪くせず鍛ハ鍛冶職の火に焼きて沸る涼の心也匂ひハなお火に通るゝ故の過なくして鐵の精神合く備りし処よりを顕きする金気の本然金生水の理にして剣の躰也故匂ひハ鍛より大事なる所なり凡新刀の鍛冶数百家有といへども助広が如く鐵の妙なり程よく刃の上艶しく匂ひ深く浮やかに白く小錵匂ひも匂ひを拘ハりにも物深く地鐵潤ひて柔かならずして火加減至極の所を得たる名人ハ有べからず鍛なき迄にても匂ひ深きハ物よく切る也し又大和守吉道河内守国助等石堂の一族其外の刀也故に

なしと有是を焔搗といふ一度燒たる所平か又燒直すをいふ也多く
燒刃なる物也用ゆべからずと有是一偏の論也其鍛冶の心に應ぜ
ざる出來ハ何篇も燒直す事也鍛れハ種〻宜きも火災に遭ふ又
ハ切先の刃上りて其刃の好く宜からざる時ハ上手の鍛する
宜しく燒直す、と是何ヶ度燒直しても道具の爲に悪きもし無
鈍出來たる事ハ上作にもなきものなり所々の害になからざる者なつし
又燒直しになりぬる道具も有刃の中に弱氣ある切先にも弱氣出
來る物ハ問燒をして用捨すると云り此言如何
答云是大にわれの迷ひか取たるハと是粘りに鍛ひ延て刃を燒す
なすゆ聊か火氣の通に不及して刃味差別いろいろ有宜鐵ハ火にて
燒落ことに弱るものなきども鍛にて打が故火退て脂にて又鐵輪堅
てえる本に戻る心也燒直の時も火にて燒のみにても能く鍛ひて打ず

ハなかざる物ゆへ火氣の鐵ひ澤りたる處迄て大に遠く板鐵の
火氣に奪ずして更に強く成る處理なし古人も又燒直しハ
悪き事に云傳へ今宜きの説取るに足らざるべしと也老者なかり鈍道具也燒
直したるハ一向の鍛打せずとぞ出かう物に悪き物成て上作
にも勝るといふハ大に笑ふ處也鍛手也燒直物ハ一躰に乾有て鋭力
なく中心も乾ありて察し易きものや
或問鍛冶の説に元禄の比ハ來ハ諸國の鐵山より出す鉄性弱く
てよろしくなく出來ぬといふハしの如くにハ出來がたしと云宜哉いかん
答云鐵の出所ハ先石州出羽播州宍粟及ひ千草牧ハ南蠻鐵とて和
蘭陀人の齎渡る本の器形譽算形の鐵を以て造り又ハ銅鉄にて造
るもいずれ昔より今まで名備ら是鍛冶の得方によりて鉄の
善悪を分すべからざるべし只薩州に正良安在安明元平清方等が作

を以てみるに粗手なるを得ずともいふべし事を以鐡性を考るに
千草宍粟出羽の鉄を撰て火加減に心を用ひ相鎚も鍛冶の力と為
者を得て火の度を極よくせむなど上作の出来ざる事ゝ有を其火
氣を過さずして鉄の細美を錬るべし是を能考へ気を鍛冶の大事と
すべき也良鉄といへども火の過る時は弱り出て乾りの故に鍛
冶として励まずんば皆たゞ是鍛冶に在て鐵にはよらずと知べし
或曰鎚久は疵の見様悪しく出せぬまゝより前ゝ疵ある道具は兄も
無きなどし近比にてハ少しの疵も大に嫌ふ事にせし故いかに
甚曰劔は鍛の事を思ふは其労實に空事にあらず刃切輪鉄刃寛ぐ
下部て切先の肉横に磯ある疵も小き迚も様子によりて許すべし
議刃切鍛たりとも押て治るを其疵は許し用ゆべし是ぞ残てたりとも
弱りに寄せざるなれ亦用ゆべき庖丁小刀すも疵なきは稀也況や

其劔なを鐵の疵を悪て繕ひて打せる道具は誤を受くべし小疵の
少きより八劔の千要たる所を能く詮議有べき事也
或曰劔の刃又擬て鍛ハ強く戦ふ時も折曲し故に鉄鍛の古
鐵を加へ打ざる為なす又黄金を加へ造るも有は其故也
答云鍛は上作の鍛にして尋常の打又あしくば又刃の折ると云
も偏に地鉄に疵なくして強き劔の打る事也ずして打さる為にぞ
く古鐵を加へると更に又劔に鍛る事地の平ば疵えても鐵の弱なく
ハ打手となし荒研一面に焼たるは用捨有るを物黄金を加る
心得考る又地鐵を一面にせん為なるべし前にも云ふ如く古作の
自然に出する肌きへ其まゝに志うず好で劔物造るの上黄金を加へ
造るの意味抔ゝとの甚しき業にあしく又左傳に楚王鄭公又金を賜
里平反悔て兵器に作る事なかれと是に出る又言の杜預が云楚の

地鐵れて金利ならざりし故古ハ銅を以刃物を作るといふ又一説ニ金ハ銅鉄の數とす又同異記ニ黄帝首山の銅を採て始て濤て刀とすと有り予按るに日本の銅ハ異邦の銅と剛柔利鈍同じからざるべし既ニ雲南の地銅ハ出すといへども日本の銅を加ざれハ用をなさずと然ば是他邦の銅ハ弱くして刀劔ニ作るといへども唯人が刺のことき也用ゐがたき故ニ此等の說ニ從て黄金を加るならむ又鉄ハ金ニ金を以造る者といふの説あるべし扨金いろ〳〵の種名あり是も又採りて黄金となりしを得て大ニ違ひ天國宗近ひ助廣以下世ニ名ある上工黄金がかく造まる〳〵としるて定ハ難ぞ今の世の工ニして古ニ優りたる實ハ黄金の用をなし鐵ハ鐵の用をなすゆゑにあらずして明也總て物の器國ニして絶まで剛柔を用る本とすと知る可し

或問先ニ疵の一條ハ論ずといへども世ニ地鐵の疵ハ許す事何ぞて刃中の疵ハ少しの疵も忌嫌ふ事ぞ其は何ぞ故ぞ
答云刃ハ物を斷を主とし鋭くして持事座故ハあるし地鐵ハ刃を抱へ堅るの力となるものなれバ刃の中の疵ハ地中の疵をいふべし無疵の道具ハ稀なるりの也地鐵を含み始めより疵あるも淺に割る疵も有是し又別れたる疵を隠す物も數あるべし切者ニあらざれバ見ならぬし扨又樋彫物ある者中も數の金鉄を剛る意ある事ハ地刃共ニ小疵の物ハ用ひて國用をなすべし
或問作の真偽を撰ひて正しき物を用ゆるハ當然たるべし然れども世の中も其火の功を得る未熟なるハ何にも其作に泥み代既に名作とて始貞宗と極めしを後に又極直しなどする事ありといへども其作の物をたる物撰び得ずハ偽作の宜物を得て名銘を削去て極る者

包道伊賀守　國維相摸守　宗重常陸守　貞廣高柳　祐國花房
弘包信濃守　國幸摂州住　則廣相摸守　忠重生玉

武蔵
正國法城寺　正弘上同　貞國上同　吉次上同　國光上同
是一石堂左近　光平出羽守入道　常光対馬守　吉武出雲守　安定大和守
安倫元奥州　兼重上総介　継平[illegible]代　秀辰山城守　吉正武州住
守久石堂秦　守正和泉守　東連石堂秦　正照法城寺　廣國

加賀
勝國陀羅尼　勝家上同　兼若加州住　兼巻上同　清光播磨守

越前
兼定上野守　國清山城守　重高播磨大掾　宗次下坂　康継上同
兼中武蔵守　正則大和大掾　貞次日向守　永國河内守　光廣下坂

因幡
兼先有二代　兼次有二代

尾張
信高伯耆守二代　信照伯耆守　氏房飛騨守　氏善若狭守　盛道武蔵守
貞廣大山　盛道駿河守　盛道加賀守　貞廣[illegible]

美濃
照門丹波守　吉門武蔵守　兼高陸奥守　清宣備中守　清宣近江守
兼信陸奥守　康道大和守　正全豊後守　金蔵大和守

播磨
金重迷陽　氏重大和大掾　國重津田　右作又田宗栄　貞重播州住

備前
祐定七兵衛。源兵衛二人。上野大掾二人。與三兵衛。大和大掾。河内守永正九代ノ末　國宗源右衛門
正成又銘ニ多門兵衛正次

安藝
輝廣肥後守　則房源　幸慶　輝廣播磨守　廣隆

筑前
守次　是次　實次　安吉源　重宗信國
吉包信國　吉貞信國　重包上同　吉次上同

豊後
重行高田　義行上同　貞行上同　國行上同　統行上同
豊政上同　行長上同　吉行上同　國平上同　國際豊後森住

肥前
忠吉二代以後　忠廣近江大掾数代　正廣河内大掾代々　正永備中大掾　行廣出羽守世々
菊平伊賀守　吉廣伊勢大掾　兼廣大和大掾遠江守　宗次伊豫掾　宗安

故ニ鉄梃の末に刃鐵を残し用ゆるときハいづれハ住る所の細かむ生
て害となるゆへや又鏟を用ゆるもあり
○第二挫 鉄を一塊し焼て打ひしぎ刃ニ入て大さなるハ三寸四
つに砕き是を挫とも刃打折りに此打口[illegible]なる鉄を據目たり
と為し鐵ハ橋打宍粟千草石打出相を[illegible]さいとす
○第三鍛 鉄梃の先をあしひしぎ刃打の鉄を凡二三寸の眼方に
大小に組四角六面に積重動かざる様にして鑄土にてどろどろと溶
めたる土を掛鉄を湿ぎて火床へ居て炭を多く積て鞴を強
くふいご熾にして焼是を小鎚と号す種鉄が赤出し葉屑を四方
へよく潔し又是を鍛て大小へ焼是を大鎚と称す此鎚の傍土
ハ金の母までを以て金が火に克さぎる為也左右あけきハ大氣金
気を弱ます故也大鎚の甚だ強くあるハ鉄の上焼ならぬ[illegible]

焼ん為也扨取出し持所の鉄梃を縦に取て其先を鉄砧において槌を以
又横に真直にして四方より打返し鏟に相継三人切着を揃へ
其氣退と鏨にて鑽まで横より切目を入其切目より先ニつに重ね打返
し傍土を鏈小鏈を取出し灰汁をとる又大鏈をかけ鏈に其の凡
し此度ハ其中へ鏈に切目を入打返すこと前の如し此の如く一度
ハ横へ一度ハ縦と打返し鍛る事十五度其打数惣て二万二千七百六十八
ハ枚とする一鍛凡荒鉄四百目程也鍛錬終りてハ凡百目餘に減ずべし
○第四束 是ハ刀ニハ五度短刀ニハ四度鍛て其寸尺幅重ね
まで至る分量何ほどとするべし扨鍛錬なる鉄半ハ平めに長くし刃鐵半ハ丸く
短くして地鉄となるを鉄梃の先へ打継て刃鉄ハ鋩へ平ら積延し母
鐵を上へ重ね傍土を灌ぎ火床へ能く居え炭を積鞴を強くふき
て火が熾よしと小鎚し扨取出して地鐵刃鉄をとつと仮付なす又傍

土を研て大錆し取出し藁灰をふりて滑ら鉄合て地刃打合す此
鍛三度ニして一川ニ打なす也
○第五上鍛　三度でくり鍛すをいふ此時ハ錆土ニしニ藁灰を付
るニ不及
○第六伸鍛　軽く焼て打伸し又軽く焼てハ打伸る也此時ハ錆土
を用ひず唐けが付るゝと前の如し凡弐尺五寸の剱を造らんとならハ
弐尺三寸余ニ伸し幅ハ六分ばかり厚四分程ニて刃方の角が
厚める故鑪の角ニて捻幅凡壱寸弐分程ニなして剱の姿鋒の形
造る也
○第七水打　少しつ焼てハ復鎚ニ水が付打此の如して欲する
ホの寸尺ニ伸る也水打ハ木鐵を用ふニせんが為也[illegible]
鉄鋳錬を潤も出る也一人の小鎚にて打あは鎚ハ[illegible]

法ニ至るまで未の事が述る也枝目柾目の事ハ木捲米捲甲伏居讃
等の仕方あり又地鉄ハ種々加へ造る事有と雖刃鐵ハ良鉄ニ非
ずハ切ぐるし故ニ鍛ニ精粗ありといへども暑せるニ五七度鍛
を鍛ひ用ゆれバ善ニ思ふ也
○第八銑透　丈より寸尺姿を極て銑にてむらなく削立る也
○第九刃土　土を能く摩て粘力有様にして用ゆ玄大小細
氣を忌削立たる刀まても手油の氣のなきやうに吟味すべし扨斯の
如くにして刀ニ土が塗好む所の模様に好方の土が竹篦を以て塗
す土の有様ハ刃とする所時専ら土と金
との合不合土の厚薄鈍かけにむらうぞる様に考へ模様能出来て土
水を薄くして刃の上一面ニ流し[illegible]模様にする也土に
加入りの厚薄変ニよりてある屋し錆まても土まてく全く[illegible]

樸朴の事昔ハ大事にしけれ近世に至て失するがごとし漸々久の番鍛
冶をいて見れハ丁子乱れ大事とす
○第十刃渡　先火床を改め斉しおの〳〵清らかにて七八分湛へ並炭を山の
ごとく積火を盛に興す甚だ大切の所也扨次にまてハ水火の力迅く
及ぼれる故四季に随ひ宵てより温せる湯を焼刃の湯加減と号す
扨鍛本より是まで村なく焼し扨湯舟の如くに入る此の如して
焼刃渡し終る也剱の大成ハ誠に天人和合の業神力の加る所也
なを屋けん戒扨及の過たるハ火まさく間をして反を戻す刃味の利鈍
も此間にて差あるもの也
○第十一中心　焼まて格好よく削り焼刃終て鑢子を懸る右鑢左
鑢磨羽志ぶ。筋違き鑢並目しあり平家伝の後世に残れる極鑢
如此さて刃所の一ニす意を用ひずんば有べからずれ井ハ伝来の如く

鑿にて目釘穴を舞錐にてあける目釘穴古へハ目貫穴といふ
○第十二銘切　平鏨にして広く浅き有細鏨にて深きあり彫
銘又する事逆鏨返鏨して目鏨とする銘鏨もありさま〳〵とある
手の鏨有深く掘付して切あり文字の肩下り或ハ上り有何まで作
者の不とはする也けに至て生十五枚刀剱出来就す鍛久ハ新刀の打
卸より銘切る迄後世に至て思ふ事なしと論し又後集すハ鍛練
の術ハ其家々にあらされハ委しからず然と其一説也今庖丁の解に似たる
其事接に剱を相するや剱を錬ひ造るの術に明ならずんば有ましく
らず猶ハ射者の弓製を志すす医師の薬製を知るがごとし仍て今
其の門々応且因好初心に示すと云爾

磨事
夫磨ハ剱の利鈍得失の繫る所なれハ磨師の上手ましてこそ

直なる者が撰で其己に任て價を表應しむべし然る時ハ砥磨法の
ぬく為なれ十條日をも應て住作の妙不妙顕し實に毛を吹が如く本就
すなり不直なる者に應しめ或ハ砥價の如きハ大ゟ刃の利鈍失ふの
ことなからず砥法を畧し或ハ火ゟ以て燒め利鈍を純まして應を速に
し世人ゟ如しして殆ど迷ハしめ其直を貪る故に良器をも滑んとするも
必其人を撰で其道を利し磨者も亦其道を述て價を求め敢て濫則
に害ハなかるべしと本意なるへし
刃肉のことも又上工の應にはからざれハ其利ゟ失ひ其精神を隠す故
の如くに肉の落過たる考落れ甚くして損多し又刃肉なきハ喰留
る心有て切純し刃肉の悪きハ多くハ地鉄を強く應落し刃鐵の方
むかりまてぬく来たるりの故切すかゝぬ也折切者に便なるべし

砥礪次序

折枕　京大坂にてハ紫砥といふ深き處し打下の紫押又ハ漆結が應落す考後皆より出るといふ

神子濵　右ま之为の砥目を落す考は砥京師にてハ専ら用ゆれど江都にハあらん右まぐいう事が多の为の枕に至

ウナカニ　京大坂の名大の濵の代に用ゆ案东すまく専ら用ゆあれ枕の砥目を研落す也

常見寺　神子の濵ゟ多らゟの砥目をも落也横手志の紀の筋まく立なり越前の國まて出るといふ

名倉　二品あり中なゟつハ筋違に應て常ゟ為の砥目をおとし細名倉ハ黒くて研て其名ゟつの砥目が落す其をま

浅黄　昔ハ上品多かりし地應及應上引共又此砥を用ゆ今ハ研といふ上品の細なゟつ世又なかなは其麦薬研ハ黒子

に和ら地刃共に白礪を用ゆ

枇杷砥　林礪ともいふ焼刃の地艶上末なき故に此砥を代に用ゆ
是上品ハなし

内曇　是又近世上品出ざる故に寛永以来中末出来るを以て刃艶
に用ひ如礪に従てハ地艶にも用ゆ因之より里ハ古風刃
研の礪也

白礪　焼刃枇杷内曇等の上品滑らか地ゆへ此礪を以て合せ研
を畢す

上引　あさぎうち墨に白木の波まで一ちくに落く分を見て面
より里壁氣の石肌を摩落し指先にけ涅礪に用ゆ切先
の為なるにも用ゆる也

對馬礪　對馬の海邊より出る此砥細末として胡麻の油に合せて

磨
芳野紙にて絞りし油を以て拭をかける也
其上を研の汁にて拭をふき細鉄の研針にて鎺と峯とを磨
夫より打粉にて油氣を取て光ある艶出るまで磨也
研法ハ古作新刀によりて代〻違研法数品有と雖今古法に及ぶ可
らず近世鉄肌拭といふ事あり是ハ銀の肘鉄砧の塵へ散たる鉄波
へ緑礬を加へ焼細末にして油に合せ對馬砥の代にきらひ拭
にかける仕方也是ハ刃の本躰を失ひ惑むるの甚しき也従て今古法
の略を書す
剱ハ躰の格好ハ一ならず常見寺を以て刃肉切先など定め物名倉
を以て古法のごとく麦粒筋まで常見寺の礪目残らざる様に磨又白
内曇にて名倉の砥目残らざる様に研地艶にて上末の焼刃か又ハ
焼刃なくんば上末の林礪を指の先に付刃の模様へおしも無らさ

る称ヌ地鉄の所をかり随分念を入様称形ニ拭て無之是砥地艶に
云然らざれハ拭深く入ざる故也拭ハ弱き砥の上品製出来たる砥
奉書紙の切ホ砥ニ浸し指まて刃へ触らざるやうに地艶砥入る也
此拭迷まつらざれハ刃の上様で悪き故地艶刹さ念を入る也拭ハ
差く入墨屋し無上るを拭ハ濃く成ゆると心得居し又刃の上ハ刃艶
を初めヌ白肉墨まで研しまくふーして聊も拭の色移らざるをよし
とす斯即古法の大略也

剱工畧系

三条小鍛冶宗近嫡流埋忠明壽門葉系

○橘宗近 父ハ従四位下播磨守橘仲遠ト云宗近始ハ仲宗ト云信濃大掾ニ任ス法皇院兼家公ニ仕フ ― 吉家 大和橘ニ任ス上東門院ニ仕エ奉ル

吉輔 右兵衛尉奉仕上同 ― 仲義 帯刀ヲ預ル ― 義近 山城介 ― 義利 山城大目 ― 利重 左京亮 ― 重道

右衛門尉後道ヲ元ニ改ム入道忠實公ニ奉仕ス ― 重家 関白忠道公ニ奉仕 ― 家義 瀧口ヲ預奉仕上同 ― 近重 兵庫介外七ニ同シ ― 重遠 宮内少輔

稲荷神職宮ヲ預ス 重仲 彦次郎後兵庫助ト云富小路御所ニ仕 ― 重定 後守多院衛士右衛門 ― 重照 彦次郎六波羅任 ― 重光 宮内 六波

羅仕 重正 伊織後彦次郎ト云足利将軍義詮公奉仕ス ― 重義 彦次郎義ヲ吉ニ改義満公ノ命ニ従テ鍔多造ル ― 重宗 彦之進義持公義教公ニ奉仕

ヌ刀剱多ノ造ル 重近 彦次郎ト云義教公ニ奉仕ス ― 重久 彦次郎ト云義政公義尚公ニ仕ヘ奉ル ― 宗重 彦左衛門尉ト号ス義植公義澄公ニ仕ヘ奉ル

重之 彦右衛門尉義澄公ニ仕 ― 重隆 彦次郎ト云義晴公義輝公義昭公及ヒ信長公ニ仕 ○ 重吉 宗近二十五世也明壽彦次郎ト云足利義稙公及

豊臣秀吉公秀次公ニ奉仕ス堀川國廣肥前忠吉大坂國貞國助等ノ師也 門人ノ系別ニ記ス ― 家隆 彦次郎ト云法橋明真ト改ム剱刀鍔ノ銘ハ重義ト云 ― 重長

宗之 彦右衛門尉 ― 宗茂 彦左衛門 七左衛門尉鍔ノ上手也 ― 重幸 儀左衛門同鍔ヲ鍛 ― 重榮 信濃後頼母ト改此亦鍔ヲ鍛フ

良久 梅忠權左衛門今時ノ人

右系ハ安永六丁酉の歳六月良久自書て以贈る

明壽國廣國貞國助等系

明壽 宗道九五世嫡重吉也即埋忠之祖也平安西陣ニ住ス秀吉公四条室町ニテ居所ノ地ヲ給フ慶長以来新刀之始也

忠吉 橋本新左衛門尉肥前國住人也系別在

國廣 洛陽一条堀川住信濃守藤原國廣来ノ末ニテ埋忠ノ門人トナル

國安 國廣カ弟ト云疑ラクハ國改ト同人歟

國改 國安カ初名歟

正弘 大隅守世ニ國改カ子ト云

國貞 和泉守藤原國貞於大坂造之ト銘スル也國廣カ弟子ニテ貞改カ父也入道シテ道和ト号ス

國儔 越後守藤原國儔也子孫ナシ平安城ノ住ニテ國廣カ門人ナリ

在吉 阿波守在吉國廣カ弟子ナリ京都ニ住ス

埋忠吉信寛永中ノ作有又埋忠大和守吉信元禄中ノ作有長壽ニテ同人ノ作ナルヤ大和守ハ二代目ナルヤ未詳 埋忠彦兵衛 埋忠彦市 右三人ハ明壽明真二代ノ次男三男又ハ門人ナルヤ未詳

梅忠傳三郎美平埋忠門人ニテ若年ノ比ハ埋忠同居後洛北塔壇ニ住ス故アリテ師ト義絶ス又東山菊水井邊ニ移居ス仍テ東山美平ト銘ス老後大江慶隆ト切ル小早川隆景ノ遺流ト云梅忠民久曰美平ハ明壽カ門人ニテ受領ノ故アリテ勘氣スト予■ニ然ラサル乎明壽ハ寛永七年七十三也美平ハ正徳中迄存生也然ハ明壽カ子汰橋明真重義カ門人ナルベシ重義ヲ家隆ト云ハ師ノ一字ヲ用シカ小早川ノ隆ヲ用シカ可否知ベカラズ

真改 井上和泉守國貞カ道号也

國貞 國貞右衛門ト云子孫日州飫肥ニ在

貞則 鈴木加賀守貞則後奥州ヘ下ル佐右衛門ト云子孫彼所ニ住スト云

真了 土肥真了後肥前平戸ヘ行子孫相続テ肥前ニ在

國助 弟子也大坂之初代ナリ摂州住 助廣之師也

國路 右ニ同出羽大掾初代 藤原来ト銘スルハ出来物也

國幸 右ニ同摂州尼ケ崎住藤原國幸

國武 右ニ同平安城住國武

國路 二代父ニハ劣レリ

國路 三代父同様

國助 小林河内守世ニ中河内ト称ス

國次 武蔵守

國康 肥後守上作也

國康 銘父ニ同文字 父ヨリツマレリ 後江戸ニ住ス

國輝 小林伊勢守若年ノ比年之進ト銘ス又國英ト切レルトアリ

治國 八幡北窓治國ト銘ヲ切摠兵衛ト云 貞則ト同ク貞改カ地鉄ヲ鍛フ

國平 貞改カ弟子後日向ヘ行

國富 右ニ同日向國住人大坂ニ於テ打シモノ多シ

國義 右ニ同下総守ニ任ニ 伴之丞ト云

貞國 右ニ同弟子中ノ下工也 摂州住藤原貞國ト銘ス

貞信 右ニ同但馬守橘貞信ト銘ス 世ニ希ナリ

貞次 右ニ同伊賀守貞次ト切鈴木加賀守貞則カ弟ニテ甚右衛門ト云

國義 和田弾正忠源國義 後ハ和泉守トモ切

國助 三代

國義 門人也摂州住源國義ト銘ス後ハ播前守ト切鎗長刀ノ上作

助廣 攝州住藤原助廣ト銘ス後ハ越前守ト云世ニソボロト云

助廣 甚之丞初ハ越前守助廣ト銘ス父ノ銘ニ始ト似タリ見分ル所アリ寛文中ハ楷書延寶二年ヨリ近衛流ニ銘ヲ切ル

助直 本近江國野洲郡高木邑人也孫大夫ト云仍テ江州高木ト銘ス助廣之妹聟トナル正宗貞宗ホカ傳ニ似タリ

助政 淡路國ノ住人ナリ銘ハ大和守助政ト銘ス

國重 右ニ同池田鬼神丸攝州住ト銘スル多シ後奥州ヘ下リ

國隆 右ニ同豊後國森住山上播磨守也久留嶋ノ上工也

助包 攝州住助包權兵衛ト云後上野守菅原助包ト銘ス和州郡山ノ本多家ノ工タル時ハ大和守國武ト名ル

助信 右ニ同出羽守助信ト銘ス矢根ノ上手

助重 出羽守矢根ノ上手也

廣政 甥子也若狹守源廣政ト銘ス源廣政トノミモ切ル

助宗 右ニ同攝州住助宗ト銘ス後備後福山ヘ行

助高 助宗モ弟ニテ助廣カ門人也是亦後ニ福山ヘ下ル助宗ニ優ル助廣ニ見紛物有

肥前國忠吉等系譜

輝廣 肥後守藤原輝廣ハ藝州播磨守カ父也或曰本國尾張ニテ福嶋家ニ従フ後又上京シテ埋忠明壽カ弟子トナリシトキク其作國廣明壽等ニ似タリ或人ノ説是ナラン

道弘 橋本壹岐守ト云是忠吉家ノ祖也元亀天正ノ頃肥前國上佐賀長瀬ト云所ニ住ス今ハ昔長瀬ト云天正ノ末ヨリ佐賀城下今ノ長瀬町ニ住ス

忠吉 慶長元年上京埋忠明壽カ弟子ト成同年ヨリ新左衛門尉忠吉ト改寛永元年武藏大掾ニ任シ忠廣ト改是ヲ世ニ前ノ忠廣又武藏忠廣ト云寛永九年八月十五日死[illegible]歳

吉信 弥七兵衛尉ト号ス初代忠吉カ聟也

正廣 佐傳次郎寛永二年正廣ト改同十八年任河内大掾寛文五年二月五日死ス

正廣 佐傳次郎万治三年任武藏大掾寛文元年轉守

同五年河内守トナル元禄十二年八月六日死ス干時七十三歳

正永 傳兵衛寛文元年任備中大掾寶永元年十二月死ス干時六十歳

正廣 友之進寶永五年任河内大掾享保十八年四月十七日死

正廣 佐傳次郎寛延三年任河内守正永匠切明和五年五月死干時五十五歳

正廣 佐傳次郎天明ノ工也

行廣 吉信カ二男九郎兵衛寛永十六年ヨリ鍛正保五年任出羽大掾寛文三年守ニ轉ス天和三年五月廿七日死ス干時六十六歳

行清 二代目行廣ノ二男弥五郎ト号ス

行廣 藤馬丞貞享元年任出羽大掾元禄十四年八月死ス

行廣 治部丞任出羽守寛延三年七月死

行廣 源藏明和五年十二月四日死

行廣 藤馬丞天明ノ工

廣任 初代行廣二男故忠吉孫ト切

廣任 虎右衛門

行永 初代行廣門人忠右衛門

行永 二代目行永久之丞

行滿 初代行廣門人忠太夫

忠廣 武藏大掾忠廣カ男ニテ平作郎ト号ス寛永九年父武藏大掾死シテ後忠廣ト銘ス此時十九歳是ヲ初代忠廣ト云肥前國近江大掾

廣吉 初代正廣門人助右衛門

正秀 同 傳右衛門

正次 同 與右衛門

廣次 同 惣右衛門

藤原忠廣ト切寛永十八年近江大掾ニ任シ元禄三年忠廣正廣行廣ト同ク御長刀ヲ作ル元禄六年五月廿七日死時八十歳

忠吉 平作郎嫡子也新三郎ト云萬治三年陸奥大掾ニ任寛文二年陸奥守ニ轉ス貞享三年正月二日死時ニ五十歳勝タル上手也

忠吉 新三郎ト云元禄六年忠廣ト改同十三年近江大掾ニ任シ寶永七年朝鮮信使ヘ下サル御太刀光ニ長刀ヲ忠吉正廣行廣三人ニ鍛ハ令給フ三代目四代目ハ始終忠吉ト銘ス

忠吉 新左衛門尉寛延三年任近江守父存生中ハ忠廣ト銘ス安永四年六月死干時八十歳也

忠吉 新左衛門尉父存生中肥前國忠廣ト銘ス今忠吉ト切

忠廣 平作郎肥前國忠廣ト銘ス
父子二人今天明中ノ工也

忠吉 初代武藏大掾忠廣ト改暫ク土佐守ヲ忠吉ト又是迄ニ七佐忠吉ト習フ — 忠吉 土佐守カ子ニテ同國長崎ニ住ス — 廣定 甚右衛門尉

廣貞 相右衛門尉 — 國廣 六郎左衛門尉 — 兼廣 大和大掾 — 兼廣 遠江守 — 吉住 越中掾 — 兼長 嘉兵衛尉

吉貞 初代忠吉別腹ノ兄 兵部左衛門尉 — 吉貞 — 吉貞 内藏助 — 吉久 太郎兵衛尉 — 廣貞 相右衛門尉

忠清 新右衛門尉 — 忠清 下総大掾 — 忠宗 相模判 — 忠宗 儀右衛門尉 — 忠政 織部丞 — 忠政 源兵衛尉

吉長 五左衛門尉 — 吉長 武左衛門尉 — 吉房 浅右衛門尉 — 吉房 七郎左衛門

吉廣 伊勢大掾 — 氏廣 越前大掾 — 吉廣 吉左衛門尉 — 吉行 新兵衛尉

勝廣 六左衛門尉 — 廣國 正右衛門尉 — 吉清 千左衛門尉 — 廣重 左馬丞

吉信 初代忠吉聟弥七兵衛尉 正廣行廣カ父也 — 宗長 肥前彫工埋忠明寿弟子也寛永頃 — 吉長 宗長カ子也トイフ彫上手明壽ニ篤治ス

忠長 吉長カ弟子トイヘリ 寛文延寶元禄ノ頃

忠吉初代之銘
橋本新左衛門尉忠吉
肥前國住人忠吉作
肥前國忠吉

二代
肥前國住近江大掾藤原忠廣
忠吉ト切レコトナシ
肥前國武藏大掾藤原忠廣

三代
肥前國住陸奥守忠吉
忠廣ト切レコトナシ

○廣貞 播右衛門 — 忠國 播磨大掾 — 忠國 播磨守 — 忠國 播磨大掾

宗平 佐渡大掾 廣貞門人 — 宗平 與兵衛

天明八年忠吉正廣ヨリ来ル系圖ヲ以テ攷記

薩摩新刀畧系

○氏房 丸田兵右衛門ト云先祖ヨリ關ノ傳ヲ継キ江都ヨリ竹屋某ナル者行テ相州正宗ノ傳ヲ説示シ其事ヲ與エシヨリ其傳ヲ稀セシト也或云若狹守氏房濃州岐阜ヨリ来嫡子丸田備後守氏房其子伊豆守正房總左衛門ト云薩州住藤原正房ト切又伊豆守藤原正房トモ銘ス後集ニ八

正房 丸田兵右衛門總左衛門ト出ル何レカ是ナルヤ薩州ノ刃タリ赤モ貴トム

正房　九田孝兵衛薩州住藤原正房ト銘ス主水正清ト同時代ナリ

正房　丸田總左衛門ト云ニハ恐ラクハ此正房ガコトナラン薩州住藤原正房ト切

○安行　伊豆守正房門人也橋口三郎兵衛ト云波平大和守安行ト銘ス大和鍛冶ノ傳ナリシガ正房カ門人ト為テ両流好ニ随ト也其國ニ於テハ自然[illegible]

安正　二男也橋口兵右衛門ト云先祖正國以来ハ大和傳ヲ鍛ヒ相州傳ヲ用ヒテ波平安正ト四字銘[illegible]

安廣　橋口清左衛門ト云安正ガ嫡子也波平安廣ト銘ス安周カ弟子ニテ大和傳ヲ鍛ス

安明　次男也橋口伊兵衛ト云銘ハ波平安明ト同波平ハ薩州谷山郡谷山郷ノ地名ナリ　四字師傳安廣

安國　四男也橋口三郎兵衛ト云安行ガ家督ト見ヘテ波平大和守平安國ト銘ス強キ出来ニテ左上手也

安常　橋口四郎兵衛銘ハ波平安常

安周　橋口四郎左衛門　波平安周ト切

安充　橋口四郎左衛門銘ハ波平安充

安氏　橋口甚之丞銘ハ波平安氏

○安代　門人也薩州喜入郷喜入ニ住ス玉置小市郎又一平ト云主馬首ニ任ス薩州住一平安代ト切後ハ主馬首一平安代又ハ藤原朝臣ト銘スルモ有國人喜入ノ一平トヨブト也尤上工也

安貞　安代ガ子也山城守一平安貞ト切或安代ガ父也ト云

清方　伊勢守藤原清方ト銘ス目釘穴ノ上ニ十六葉ノ菊ヲ切京伊賀守金道ガ弟子トナルト云今年老ト聞

安有　薩州住一平安有

正清一家

○正清　正房カ弟子也宮原清右衛門又ハ覺太夫ト改シト見ヘタリ初ハ薩州住正清ト切後ニ主水正正清ト銘ス紅正房ヲ移セリ

正近　正清ガ子宮原清右衛門ト云ハ父覺太夫ト改シ後ノ事ナルベシ弓削藤作ト云ハ若年ノ時ナラン薩州住正近ト銘ス

清一　正清門人也奈良日本太藏ト云薩州清一ト銘ス左上工也一代ニシテ後ナシ

正良　伊地知平覺ト云正近ガ門人也薩州住正良ト切當時ノ鍛冶ニ平正良別テ上手也

奥之氏族系

○忠重　奥小左衛門ト云銘ハ奥和泉守忠重ト切若年ノ頃ハ秀興ト切後集ノ銘盡ニハ主左衛門ト見ヘタリ是非知ベカラズ薩州鹿児嶋ノ城下ニ住ス國人呼テ奥トイフ

元貞　奥次郎兵衛銘ハ薩州住元貞ト切

元平　奥小左衛門銘ハ薩陽士元平ト切

國平　奥總兵衛ト云薩州住國平ト銘ス後集ニハ次郎左衛門トモ云忠重ガ甥ナリト出タリイカヾ有ヤ

正貞　奥小左衛門ト云ヨシ若忠重カ嫡子ニテ元貞カ兄ナラン乎銘ハ薩州住正貞ト切忠重以下都テ奥一家ハ鎗ヲ鍛シ刀モ能切ル也

國貞　深川某若ハ後集ニ出シ奥幸左衛門ト同人ナレヤ國平ノ子ナルヤ不審

元武　薩陽士元平ガ弟也

新刀ノ列位定ル後正房カ作數品ヲ視ル又薩州新刀ノ系圖ヲ得實ニ正房正清ニ勝タルヲ知ル伊豆守正房ハ薩州中新刀ノ冠タル者ナリ

○重鎌 隅州高隈郷東次郎左衛門ト云正宗ガ傳ヲ造ル世韓ト云 ― 重鏡 ― 重近 ― 重吉

○國富 日向國 姉川氏 ― 國義 姉川氏 ― 國次 姉川氏 ― 末次 姉川丈

備前國長船横山氏畧系

崇神天皇六年己丑春二月初テ劔ヲ鑄テ奉ル同秋八月再 勅ニ依テ造ル天氣ニ協フニヨリ位録ヲ給フ夫ヨリ代〻宝劔ヲ作ル 備前國湯桂郷板屋ニ居ル即チ今ノ長船是ナリ 仁徳天皇御宇湯桂郷ニ 崇神天皇ヲ勧請シ我業ノ祖神ト仰奉ル卅年五穀大饒也所民大ニ悦フ今猶松林ノ中ニ在リ古代ノ劔ニ銘ナク握ナシ後世柄ヲ用ル故中心ヲ摺作リ目貫穴ヲ穿ツ又諸國刀鍛冶多クナリシ故我家ニハ中心ニ横山形ヲシルス是横山銘ノ縁ナリ 近徳ノ祐光ハ 一条院ノ御宇ノ友成二十三代ノ後胤也

○祐定 横山與三左衛門備前國住長船與三左衛門尉又備前國住横山與三左衛門尉トモ銘ス是則近徳ノ祐光ガ嫡子ニテ祐定ノ初代、永正中ノ鍛冶ナリ

- 祐定 長船源兵衛尉也 與三左衛門嫡子大永中
- 祐定 長船七郎右衛門ト銘ス 源兵衛嫡子ナリ 金吾中納言ニ二百石ヲ給フ弘治中
- 祐定 長船藤四郎ト銘ス 實ハ源兵衛四男ヲ七郎右衛門養子トス天正比

祐定 横山壹兵衛尉ト銘ス与三左エ門次男

二 祐定 長船権左衛門作州ヘ行農具鍛冶ト成

三 祐定 天正比阿州徳嶋池田城主中村右近臣ト成三好郡池田住大西彦兵衛尉是也

四 祐定 長船惣左衛門寛文中也次男六左エ門三男八左衛門皆作ナシ

祐定 仁左衛門作州津山ニテモ鍛フ元禄中横山河内守源祐定ト受領ス

祐定 横山七郎右衛門享保比也

祐定 横山忠之進ト云大和大掾養子トナル弟横山辰右エ門無作

二 祐定 横山與三兵衛尉後大坂住藤四郎ハ源兵衛が四男ニテ七郎右エ門養子トス○今按卅家督故有シ

二 祐定 横山五郎

三 祐定 長船源左衛門寛永比嫡子平左エ門農具鍛冶トナル次男孫四郎無作三男房四男房六男源七郎無作七男源右エ門農具鍛冶トナル八男源藏無作

祐定 五男横山源之進享保七年壬寅十月七日死時ニ七十二歳次男安次郎他家ヲ継三男源左衛門無作

祐定 長船七兵衛尉藤四郎嫡子寛永ヨリ萬治寛文中也延宝二年甲寅六月十日死時ニ九十八歳

祐定 横山平兵衛寛文四年甲辰七月十一日上野大掾藤原祐定ト受領ス一条家御館入元禄四年未七月國主依命ヲ長五尺七寸中心三尺又刃七尺三寸中心五尺ノ二刀ヲ造ル享保六年辛丑十一月廿九日死時八十九歳

横山太平 無作

横山孫太夫 長刀アリ無銘 上野同住也常念ト改ム

祐忠 七太夫 後岡山住喜入ト改

祐信 七之進ト称ス七兵衛五男上野養子トナル七兵衛ト

魚妙按二書ニ八藤三郎次郎三郎源三郎九郎左衛門ト見ヘタレ𪜈系圖ノ外也未タ詳ナラス

祐之 横山忠之進実ハ河内守源祐定ガ次男也延享二年乙丑二月二十七日死歳六十七也

祐之 横山後七兵衛宝暦二年二月太守継政朝臣ノ命ニ仍テ寿光ト改銘ス明和八年辛卯四月廿一日死時ニ五十四歳

壽守 横山定治実ハ忠之進次男也後七兵衛養子トス後七兵衛ト改ム

改父上野老後ハ父ガ受領ヲ銘ス正徳六年丙申六月朔日大和大掾藤原祐定ト受領ス

壽吉 備前國長船住横山宅之進壽吉ト銘ス明和六年己丑六月十三日死ス時ニ三十三歳

祐定 源八郎横山ト銘ス寛保三年癸亥七月廿七日死時ニ三十二歳

祐之 横山安次郎父死スル時僅十一歳仍テ後七兵衛門人ト為テ業ヲ勢ム

三 壽次 横山源八郎今時ノ冶工也

備前國ニ源正近流

正家 播州姫路黒田助六

正家 黒田助六大和守

正家 黒田助六

信利 大和守弟黒田清左エ門

信利 清左エ門子黒田山城守

正家 黒田仁左エ門

正家 黒田源右エ門

正家 二代目黒田源左エ門

正實 黒田源右エ門

正實 黒田源右エ門

實宗 黒田太郎左エ門

兼重 黒田源三郎

實宗 黒田久兵衛

正實 黒田源右エ門

正實 黒田源藏

鷹諶 黒田左兵衛今ノ鍛冶也摂州大坂鎗屋町ニ住地鉄細ニ荒銚小銚有匂深シ上エナリ

實宗 黒田久兵衛

實宗 黒田久兵衛

伊賀和泉丹波丹後大和越中近江等系圖

兼道 美濃國志津三郎兼氏九代孫天文弘治頃ノ人

金道 永禄中父兼道ト同ク上京ス文禄中任伊賀守伊賀ノ祖

金道 寛文中任伊賀守日本鍛冶惣匠ト打勘兵衛ト号ス

金道 元禄中任伊賀守日本鍛冶宗匠ト打勘兵衛ト号ス

金道 寛文中任伊豆守日本鍛冶宗匠ト打

金道 勘兵衛ト号享保十六年任伊賀守日本鍛冶宗匠ト切

金道 右膳ト号寳暦十三年任伊賀守日本鍛冶宗匠ト切

来金道 兼道二男永禄中京都任文禄中任和泉守

来金道 寛永中任越後守○魚妙按ニ禁堀川住金道同人ナランカ

来金道 寛文中任和泉守老後大法師法橋来榮泉 枝菜ヲ切裏菊モアリ

来金道 元禄中任和泉守金四郎久次カ兄ナリ

来金道 長四郎ト号任和泉守實金四郎久次嫡男四代目来金道養子也

吉道　兼道三男永禄中上京　文禄中任丹波守

吉道　藤七郎ト号ス寛永十六年任丹波守

吉道　徳左衛門尉ト号寛文二年任丹波守

吉道　吉之丞ト号ス寛文十二年任丹波守　老後前丹波守入道宗鉄ト銘ス

吉道　藤七郎ト号ス正徳元年任丹波守

吉道　藤吉郎ト号ス寳暦二年任丹波守同十三年依　勅命御劔奉新造

吉格　三品藤蔵ト号ス天明八年二十歳

吉道　大坂初代丹波守三品金右衛門ト号ス京初代丹波守二男也若年伏見ニ住　同國同名故大坂ヘ行寛永正保慶安頃浪花ノ俗祖又丹波ト云

吉道　同二代目三品五郎兵衛尉ト号ス万治寛文延寳ノ頃俗中丹波ト云

吉道　同三代目丹波守

吉光　金右衛門弟子

吉貞　任山城守大坂ニ住

正俊　兼道四男永禄中上京文禄中任越中守則正俊ノ初代也

正俊　寛永中任越中守

正俊　藤三郎ト号任越中守

正俊　藤三郎ト号

吉道　三品字右衛門尉ト号任大和守大坂初代丹波守吉道二男万治寛文

吉道　三品四郎兵衛尉ト号任大和守俗姫路大和ト云

吉廣　右ノ字右衛門二男三品小兵衛ト号ス

吉信　又同所住三品小兵衛ト号ス

吉成　奥刀剣中村任播磨守橋

吉國　吉成入道カ子ニテ初代大和守門人　摂刕大坂住吉住後土佐高知住

吉重　上野國前橋住若年吉重ト切

吉成入道ト銘ス字右衛門門人也

森下孫兵衛ト号任上野守

吉正　三品四郎兵衛門人大坂住

吉行　吉國弟ニテ初代大和守門人　後土州高知住任陸奥守

吉道　大和守三代目

○吉道　京二代目丹波守吉道二男　三品吉兵衛ト号任丹後守　直道又兼道ト改大坂ニ住

兼道　喜平次ト号任丹後守老後　武刕江戸ニ住

兼光 三品門平又紋太夫ト号 任但馬守摂州尼崎住
兼近ト銘ス

某 非鍛冶 山科住

某 同 同

直格 三品佐兵衛ト号 濱部壽格門人

○久道 堀六郎兵衛ト号寛文ノ初任近江大掾 後転近江守十六葉菊ヲ切近江初代

久道 金四郎ト号久次ト銘 正徳二年任近江守

久道ト改ム実ハ法橋榮泉二男 六郎兵衛養子枝菊ヲ切

久道 金四郎二男任近江守享保十五年依 台命御鍛奉造元文四年於濱御殿同

按ニ金道吉道正俊ホの元祖兼道ハ美濃国関より上りて京師ニ
角野壽見曰兼道か初代ハ丹波守吉道嫡子ニ而吉兵衛と
号し寛文十二年より吉兵衛と丹後守吉道と切し物あり
此人初代の異銘乃事をしりて田舎三人より入てより又金道ハ
世ニキンミチト訓ミ金重ハキンジウ長義とチヤウギと付来て後世の
俗称なるなれ